

## 豊洲市場移転における仲卸・関連事業者融資事業に係る利子補給金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日 27 中事業第 903 号  
(改正) 平成 28 年 12 月 1 日 28 中事業第 758 号  
(改正) 平成 30 年 10 月 9 日 30 中事業第 589 号  
(改正) 平成 31 年 3 月 28 日 30 中事業第 1345 号  
(改正) 令和 2 年 5 月 1 日 2 中事業第 100 号  
(改正) 令和 2 年 6 月 19 日 2 中事業第 265 号  
(改正) 令和 3 年 4 月 1 日 3 中事業第 22 号

### (目的)

第 1 条 本要綱は、「豊洲市場移転における仲卸・関連事業者融資要綱（平成 26 年 10 月 1 日付 26 中事業第 314 号）」（以下「融資要綱」という。）に基づく仲卸・関連事業者融資事業（以下「本融資事業」という。）のうち設備導入特例、移転延期に伴う特別融資特例及び移転後支援特例の実施に当たり、仲卸業者及び関連事業者（以下これらを総称して「事業者」という。）が支払う利子を補助すること（以下「利子補給事業」という。）により、事業者の資金調達に係る費用負担を軽減することで豊洲市場への円滑な移転及び事業者の経営安定化を推進し、もって生鮮食料品の流通を図ることを目的とする。

### (適用法規及び定義等)

第 2 条 利子補給金の交付については、本要綱に定めるもののほか、融資要綱、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。なお、本要綱において用いる用語の定義は、本要綱に別段の定めがあるときを除き、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年 12 月 1 日条例第 144 号。以下「条例」という。）及び融資要綱の定義によるものとする。

### (交付の対象)

第 3 条 利子補給金交付の対象は、次の各号の要件をいずれも満たす事業者とする。

- (1) 条例第 43 条に規定する市場施設の使用許可を受けていること
- (2) 条例第 49 条に規定する使用料を滞納していないこと
- (3) 融資要綱に基づいて補助を受けた資金を豊洲市場への移転及び市場業務に関する事業に使用し、他の目的に使用しないこと

- (4) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）に該当しないこと、暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用していないこと、及びその業務活動について暴力団員等により支配を受けていないこと

(利子補給金の実施内容)

第4条 都は、融資要綱に基づき取扱金融機関が事業者に対して実施する融資において、設備導入特例及び移転後支援特例の利用に伴い発生する年利から0.5%を除いた年利を、その予算の範囲において、事業者に代えて取扱金融機関に対して交付する。

2 また、移転延期に伴う特別融資特例及び環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例については、発生する利子の全額を都が、その予算の範囲において、事業者に代えて取扱金融機関に対して交付する。

3 都が設備導入特例及び移転後支援特例の利用に伴い発生する年利について取扱金融機関に対して交付する利子補給率の上限は2.5%とし、移転延期に伴う特別融資特例及び環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例の利用に伴い発生する年利について取扱金融機関に対して交付する利子補給率の上限は3.0%とする。

(利子補給の交付対象期間及び金額)

第5条 利子補給は、融資を開始した時点から最終の約定返済日が到来するまでの間、10年を限度として行うものとする。ただし、以下の事由が生じた場合には、利子補給金の交付対象期間及び金額を変更するものとする。

- (1) 全部償還があった場合、利子補給金の支給対象期間は実際に償還した日までとする。
- (2) 一部償還があった場合、利子補給金の支給対象期間は、最初に設定する償還期間とし、利子補給金の金額は、新たに設定する償還期間及び償還額に基づき再算定した金額とする。
- (3) 返済期限の猶予を受けた場合、利子補給金の支給対象期間及び金額は、当初に設定した償還期間及び金額を限度とする。ただし、第7条に定める利子補給金の増額確認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 期限の利益の喪失があった場合、利子補給金の対象期間及び金額は期限の利益を喪失した日までとする。
- (5) 民事再生法及び会社更生法の適用があった場合、利子補給金の支給対象期間及び金額は、新たに設定した償還期間及び償還額に基づき再算定した金額を限度とする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 取扱金融機関は、交付申請を行う当該年度中に交付が見込まれる利子補給金額（以下「利子補給金見込額」という。）を算出し、知事に対し、事業者に代わって交付申請を行うものとする。なお、交付申請を行うときは、利子補給金交付申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

（利子補給金の増額確認届及び確認通知）

第7条 第5条第1項（3）の規定にかかわらず、移転延期に伴う特別融資及び移転後支援について、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、1年を限度として返済期限の猶予を受けた場合は、当該猶予に伴う利子の増額分について、利子補給金の支給対象期間に支払うものに限りに、増額を認めることができるものとする。この場合、事業者は、返済期限の猶予に先立ち、知事に対し、返済期限猶予時利子補給金増額確認届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請があったものについて、その内容を審査の上適当と認めるときは、利子補給金の増額確認を行うものとする。なお、増額確認を行うときは、返済期限猶予時利子補給金増額確認通知書（第3号様式）を事業者に通知するものとする。

3 前項の適当と認めるときとは、事業者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、事業者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、返済期限の猶予を受けることがやむをえないと認められる場合とする。

（利子補給金の変更交付申請）

第8条 取扱金融機関は、当該年度中に交付額の変更があった場合は、利子補給金見込額を再度計算し、知事に対し、事業者に代わって変更交付申請を行うものとする。なお、変更交付申請を行うときは、利子補給金変更交付申請書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

（利子補給金の交付決定）

第9条 知事は、第6条の規定により利子補給金の交付申請があったもの、及び第8条の規定により利子補給金の変更交付申請があったものについて、その内容を審査の上適当と認めるときは、利子補給金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。なお、交付決定を行うときは、利子補給金交付決定通知書（第5号様式）を取扱金融機関に通知するものとする。

（申請の撤回）

第10条 取扱金融機関は、前条の規定による利子補給金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があり、利子補給金の交付申請を取り下げようするときは、交付決定通知を受領した日から14日以内にその旨を記載した任意の書面を知事に提出しな

なければならない。

(利子補給金の請求)

第11条 取扱金融機関は、第17条第1項の規定による実績報告に基づき、事業者からの返済状況に応じて利子補給金の金額を算出し、知事に対して利子補給金の交付の請求をするものとする。なお、利子補給金の請求をする場合は、その都度、利子補給金請求書（第6号様式）に必要書類を添付して、知事に対して請求するものとする。

2 取扱金融機関は、利子補給金の請求をする際には、四半期ごとに請求をとりまとめて行うものとする。ただし、3月分については、第1四半期分（4月から6月分まで）と合わせて請求するものとする。

3 ただし、環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例については、当該年度分（3月分から翌年2月分まで）をとりまとめて、3月末までに請求するものとする。

(利子補給金の交付)

第12条 知事は、前条の規定により利子補給金交付の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められる額につき、取扱金融機関に対し利子補給金を交付するものとする。

2 利子補給金は、第9条に規定する交付決定通知書に基づき交付するものとし、請求ごとに確定払いとする。

(事情変更による決定の取消等)

第13条 知事は、第9条の規定による交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する旨の決定を行うことができる。ただし、既に経過し交付が行われた期間に係る部分については決定の取り消しを行うことができない。

2 交付決定後に生じた事情の変更等により利子補給事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、前項の規定により交付決定を取り消すことができる。

3 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、その処理に要する経費を交付することができる。

(承認事項等)

第14条 取扱金融機関は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 利子補給事業の内容を変更しようとするとき

(2) 利子補給事業を中止又は廃止しようとするとき

(事故報告等)

第15条 取扱金融機関は、利子補給事業が予定の期間内に完了しない場合又は利子補給事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を任意の書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令等)

第16条 知事は、取扱金融機関が提出する報告書又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221号第2項の規定による調査等により、当該取扱金融機関において利子補給事業を交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行していないと判断したときは、当該取扱金融機関に対し、これらに従って当該利子補給事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 取扱金融機関が前項の命令に違反したときは、知事は取扱金融機関に対し、当該利子補給事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第17条 取扱金融機関は、利子補給事業が完了したときは、実績報告書（第7-1号様式号様式）を第11条に規定する利子補給金の請求と同時に四半期ごと（環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例の場合は年度ごと）にとりまとめて、知事に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、都の会計年度ごとに利子補給事業が完了したときは、実績報告書（第7-2号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

3 取扱金融機関は、利子補給事業が完了していなくとも、交付決定に係る都の会計年度が終了したときは、前項に規定する実績報告書を速やかに知事に提出しなければならない。また、第14条第2号の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(利子補給金の額の確定)

第18条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて調査等を行うものとし、当該利子補給事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると判断したときは、交付すべき利子補給金額を確定し、取扱金融機関に確定通知書（各月分）（第8-1号様式）をもって通知する。

2 知事は、前条第2項の規定による実績報告書を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて調査等を行うものとし、当該利子補給事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると判断したときは、交付すべき利子補給金の額を確定

したことを確認し、取扱金融機関に確定通知書（年度分）（第8-2号様式）をもって通知する。

（是正のための措置）

第19条 知事は、前条各項の規定による調査等の結果、利子補給事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないものと判断したときは、取扱金融機関に対し当該融資事業につき、これらに適合させるための措置をとることを命ずる。

（交付決定の取消し）

第20条 知事は、事業者又は取扱金融機関が次の各号のいずれかに該当した場合は、取扱金融機関に対して利子補給金の交付決定の全部又は一部の交付を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申込みによって融資を受けたとき
- （2）虚偽の申請によって利子補給金の交付決定を受けたとき
- （3）利子補給金の交付決定に基づく指示、本要綱に定める事項、又はその他法令に違反したとき

（利子補給金の返還）

第21条 知事は、第13条第1項又は前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、利子補給事業の当該取消しに係る部分に関し取扱金融機関に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 知事は、第18条の規定により取扱金融機関に交付すべき利子補給金の額を確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 取扱金融機関は、貸付金について繰上償還の報告、条件変更又は違算過収などがあったものについては、速やかに、任意の書面により知事に報告しなければならない。この場合において、取扱金融機関は既に交付された利子補給金の一部を返還しなければならない。

4 前3項の規定により返還すべき利子補給金額については、都が発行する納入通知書により都に納付しなければならない。

5 前項の規定による利子補給金の納付期限は、第3項の規定による報告のあった日の属する月の翌月末日とする。ただし、末日が銀行法第15条第1項に規定する休日である場合は、前営業日とする。

（違約加算金及び延滞金）

第22条 知事は、第20条の規定により、交付決定の全部又は一部の取消し、前条第

- 1 項の規定により利子補給金の返還を命じたときは、取扱金融機関に対し、当該命令に係る利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（ただし、100 円未満の場合を除く。）の納付を命じることができる。
- 2 知事は、取扱金融機関に対し、利子補給金の返還を命じた場合において、取扱金融機関がこれを期日までに返還しなかったときは、取扱金融機関に対し、期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（ただし、100 円未満の場合を除く。）の納付を命ずることができる。
- 3 違約加算金及び延滞金については、都が発行する納入通知書により都に納付しなければならない。
- 4 知事は、業界団体等の解散を理由として、業界団体等に対して利子補給金の返還を命じるときは、第 1 項及び第 2 項に定める違約加算金及び延滞金については支払いを命じない。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定に定める利率は、1 年を 365 日として計算する。

（延滞金の計算）

第 2 3 条 知事が前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた利子補給金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 2 4 条 知事は、取扱金融機関に対し利子補給金の返還を命じ、取扱金融機関が、当該利子補給金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、取扱金融機関に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の期間においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等を未納付額と相殺することができる。

（関係書類帳簿の整理保管）

第 2 5 条 取扱金融機関は、利子補給事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を整理保管し、これらの関係書類を当該事業の属する会計年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

（その他）

第 2 6 条 都は、利子補給事業を実施するために必要があると認めるときは、取扱金融機

関、事業者及び貸付金の転貸先に対して利子補給事業の状況その他参考となる事項について、報告及び資料の提出を求めることができるものとする。

- 2 融資要綱と異なる条件（利率等）の融資が実行され、これに基づき利子補給金の交付がされた場合、都は取扱金融機関に対して必要な是正措置を求めることができるものとする。
- 3 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 28 年 4 月 1 日 27 中事業第 903 号）

本要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 28 年 12 月 1 日 28 中事業第 758 号）

本要綱は、平成 30 年 10 月 11 日から施行する。

（平成 30 年 10 月 9 日 30 中事業第 589 号）

本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 31 年 3 月 28 日 30 中事業第 1345 号）

本要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の返済期限猶予時利子補給金増額確認届の提出に関する規定の適用について、令和 2 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間において、返済期限の猶予を受ける場合、同項中「返済期限の猶予に先立ち」とあるのは、「令和 2 年 5 月 31 日までに」とする。

（令和 2 年 5 月 1 日 2 中事業第 100 号）

本要綱は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

（令和 2 年 6 月 19 日 2 中事業第 265 号）

本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 3 年 4 月 1 日 3 中事業第 22 号）